

## 高圧産業用電力Ⅰ料金表

### 【産業用電力A－Ⅰ，産業用季特別電力A－Ⅰ】

当社の高圧産業用電力Ⅰ（特定規模需要選択供給条件，平成20年9月1日実施）6（産業用電力Ⅰ）(3)イの基本料金および電力量料金，6（産業用電力Ⅰ）(5)ホの蓄熱単価ならびに6（産業用電力Ⅰ）(5)への割引単価は以下のとおりといたします。

#### 1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

##### (1) 産業用電力A－Ⅰ

契約電力1キロワットにつき	1,312円50銭
---------------	-----------

##### (2) 産業用季特別電力A－Ⅰ

契約電力1キロワットにつき	1,312円50銭
---------------	-----------

#### 2 電力量料金

##### (1) 産業用電力A－Ⅰ

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円46銭	12円30銭

##### (2) 産業用季特別電力A－Ⅰ

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

##### イ ピーク時間

1キロワット時につき	20円98銭
------------	--------

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円62銭	16円40銭

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	6円84銭
------------	-------

3 蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	5円27銭
-----------------	-------

4 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,115円63銭
---------------------	-----------

【産業用臨時電力Ⅰ】

当社の高圧産業用電力Ⅰ（特定規模需要選択供給条件、平成20年9月1日実施）7（産業用臨時電力Ⅰ）(3)ロの電力量料金は以下のとおりといたします。

（電力量料金）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円99銭	14円59銭

【産業用自家発補給電力Ⅰ】

当社の高圧産業用電力Ⅰ（特定規模需要選択供給条件、平成20年9月1日実施）8（産業用自家発補給電力Ⅰ）(3)イの基本料金および電力量料金は以

下のとおりといたします。

## 1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,443円75銭
---------------	-----------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	288円75銭
---------------	---------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

## 2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円73銭	13円46銭

(2) (1)以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円20銭	16円62銭

## 【実施期日】

この高圧産業用電力I料金表は、平成20年9月1日から実施いたします。

### 【料金表の変更】

当社は高圧産業用電力Ⅰ（特定規模需要選択供給条件，平成20年9月1日実施）3（選択供給条件の変更）にもとづき，この高圧産業用電力Ⅰ料金表を変更することがあります。この場合には，産業用電力A－Ⅰ，産業用季時別電力A－Ⅰの基本料金，電力量料金，蓄熱単価および割引単価，産業用臨時電力Ⅰの電力量料金ならびに産業用自家発補給電力Ⅰの基本料金および電力量料金は，変更後の高圧産業用電力Ⅰ料金表によります。

### 【この料金表の実施にともなう切替措置】

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，特定規模需要標準供給条件（平成20年9月1日実施）23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。